

議案第76号

静岡市水防団条例の一部改正について

静岡市水防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市水防団条例の一部を改正する条例

静岡市水防団条例（平成15年静岡市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「第10条の規定により出動した場合」を「別表第3の左欄に掲げる職務に従事したとき」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第12条、第13条関係）

出動報酬

職務		支給額（1日につき）
水害出動	4時間未満	4,000円
	4時間以上	8,000円
水害出動以外の活動	4時間未満	2,000円
	4時間以上	3,500円

備考 出動時間が24時間を超えるときは、出動の開始から24時間ごとに1日として区切り、各日の出動時間に応じて支給額を計算する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日以後に引き続く職務に従事した場合における報酬の支給については、なお従前の例による。